

高齢者の皆さんの 運転免許自主返納を支援します

運転免許証の自主返納を検討している75歳以上の高齢者の皆さんを応援するため、自主返納した方へ、町内循環バス乗車券と「かなちゃん手形」の購入費を助成します。

- **対象** 次の要件の全てに該当する75歳以上の方
 - 町内在住で、有効期限内にある全ての運転免許を自主的に返納した
(初回の申請は、返納日から6カ月以内にしてください)
 - 町の外出支援を受けていない
(「かなちゃん手形」購入費助成など)
- **助成内容**
 - 「かなちゃん手形」1年券の購入券(1回限り)
 - 町内循環バス乗車券150円券50枚×5年分
(毎年度の申請が必要です)

「高齢者の自動車運転を考える講習会」を開催



厚木警察署員による講習

問 住民課 交通防犯班 ☎(内線)3320
高齢ドライバーによる交通事故が全国的に問題となる中、高齢者の自動車運転を考える講習会を3月14日、町役場で開催。横浜市立大学医学部の小田清一客員教授や厚木警察署員が高齢者の免許更新や返納、認知機能の問題などについて詳しく説明しました。

問 高齢介護課 長寿いきがい班 ☎(内線)3338

自主返納制度については、厚木警察署へお問い合わせください。
☎ 046(223)0110



● 申請方法

- ① 厚木警察署で、運転免許証の自主返納手続きをし、「申請による運転免許の取消通知書」「無効確認を受けた運転免許証」を受け取ってください。
- ② ①で受け取った書類を6カ月以内に、本人確認書類をお持ちの上、高齢介護課へ。

● 注意事項

- 「かなちゃん手形」の再発行や払い戻し(差額返金)などはできません。
- 「かなちゃん手形」購入券、循環バス乗車券を紛失した場合でも、再発行はできません。
- 令和4年度分の町内循環バス乗車券がお手元にある場合は、ご返却ください。

町ホームページ
「愛川町高齢者運転免許自主返納支援事業」



高齢者の皆さんの タクシー利用を助成します

80歳以上の高齢者の皆さんを対象に、通院・買い物など外出機会の拡大と、生きがいづくりの増進のため、タクシー利用の助成をします。

- **令和5年度の対象者** 次の要件の全てに該当する方
 - 令和5年1月1日以前から町に住民登録がある
 - 令和6年3月31日までに80歳以上になる
 - 介護保険施設などに入所していない
 - 町の外出支援を受けていない
(「かなちゃん手形」購入費助成など)
 - 前年度末までの町税を完納している
 - 町民税の未申告者に該当しない
- **助成内容** 5,400円分の利用券
- **申請方法** 4月3日(月)から受け付け開始。身分証明書をお持ちの上、高齢介護課へ。
※ 令和4年度分のタクシー利用券がお手元にある場合は、ご返却ください。



町ホームページ
「愛川町高齢者タクシー助成事業」

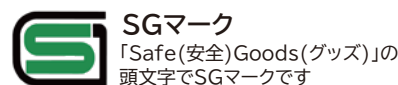


拡充 自転車用ヘルメットの購入費を助成します

新たに自転車用ヘルメットを購入された方へ購入費の一部を助成します。
4月1日から自転車に乗車する際のヘルメット着用が努力義務になります。

- **対象** 町内在住で、令和5年4月1日以降に自転車用ヘルメットを購入した方(これまでにこの助成を受けた方は対象外)
- **助成内容** 1,000円(上限)
- **申請方法** 自転車用ヘルメットを購入後1年以内に申請者(ヘルメットを使用される方)の本人確認書類、印鑑、品質保証書(SGマークが記載されたもの)、領収書をお持ちの上、住民課へ

問 住民課 交通防犯班 ☎(内線)3325



SGマークが表示された自転車用ヘルメットが対象です。

町ホームページ
「自転車用ヘルメット
購入費用の一部助成」



一人暮らし高齢者世帯などを対象とした水道料金の助成を行っています

一人暮らし高齢者世帯など、次の要件に該当する世帯に対し、水道料金の基本料金と、その消費税相当額を助成します。

●助成対象世帯

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 一人暮らし高齢者世帯 | ⑥ 遺族基礎年金受給世帯 |
| ② 母子・父子家庭等福祉手当受給世帯 | ⑦ 精神障がい者世帯 |
| ③ 児童扶養手当受給世帯 | ⑧ 身体障がい者世帯 |
| ④ 特別児童扶養手当受給世帯 | ⑨ 寝たきり高齢者世帯 |
| ⑤ 療育手帳所持世帯 | |

●助成方法

毎年1月分から12月分としてお支払いいただいた基本料金とその消費税相当額を、翌年4月末にご指定の口座に振り込みます。(申請初年度は、申請月から対象となります)



●申請に必要なもの

- 振込先が分かるもの 町ホームページ「水道料金の助成」
- 水道料金領収書
- ⑤、⑦、⑧の方 資格の取得状況が分かる手帳
- ③、④、⑥の方 受給状況の分かる証書
- ①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の方
令和5年1月2日以降に愛川町へ転入された方は、転入前の住所地の非課税証明書が必要となります。



●申請方法・窓口

町福祉支援課に申請書を提出してください。県営水道利用世帯で、③～⑧の方は、県企業庁厚木水道営業所(県厚木合同庁舎内)に申請してください。

交通事故や災害などの被害に遭ったとき災害見舞金支給制度があります

町民の皆さんが交通事故や災害などに遭ったときに応急的な援護を行うため、災害見舞金支給制度を設けています。被害が発生してから1年以内に申請してください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●対象

- 交通事故による死亡または負傷(入院を要したもの)
 - 暴風雨・豪雨・洪水・地震のほか異常な自然現象または火災・爆発などの原因による死亡・負傷
 - 前記の災害による住宅の損壊・焼失・浸水または流失
- ※ 事故などの内容(飲酒運転・無謀運転・自損事故など)によっては対象にならない場合、または減額となる場合があります。

問 住民課 交通防犯班 ☎(内線)3320



町ホームページ「災害見舞金」



●請求方法

被害者本人(未成年者はその保護者)または遺族が請求してください。

●提出書類

災害の種類によって提出していただく書類が異なります。詳しくは町ホームページをご覧ください。か、住民課へお問い合わせください。

国民年金保険料 学生納付特例制度のお知らせ

国民年金には、所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難なときに、申請することで保険料納付が免除、一部納付または納付猶予が承認される制度があります。また、納付が困難な学生を対象に、申請することで、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

なお、過去分の国民年金保険料の免除・納付猶予が受けられる期間は、申請時点の2年1カ月前の月の分までです。

- 対象 前年所得が128万円以下の、国民年金第1号被保険者の学生(大学、大学院、短期大学など)。扶養親族や社会保険料控除などがある方は、基準となる所得額が異なります。

●申請場所

町国保年金課
※ 学校が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、学校の窓口でも申請できます。

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379

申請が遅れ、未納のままにしておくと、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格要件とならなくなることがありますので、早めに申請して下さい。年度途中で20歳になる方は、その前日から申請ができます。



町ホームページ「納付が困難な時は」

- 必要書類 年金手帳または基礎年金番号通知書、在学証明書または学生証(コピー可)、失業した場合は、離職票・雇用保険受給資格者証など。代理人の場合は、委任状、印鑑、代理人の本人確認書類。

- 承認期間 1年度ごとの承認で、令和5年度分は、令和5年4月分～令和6年3月分です。

- 令和5年度分の申請期間 4月1日(土)から
※ 町役場での受け付けは4月3日(月)から